

津山市暴力団排除条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市民（市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。）及び事業者（市内において事業活動を行う者をいう。）をいう。
- (5) 関係団体 暴力団対策法第3条第2項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、警察、関係団体その他関係行政機関の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民等、県、警察、関係団体その他関係行政機関と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図り取組むことができるよう、市民等に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 暴力団の排除の重要性についての理解を深めるための広報及び啓発
- (2) 暴力団の排除のための活動に必要な情報の提供及び助言
- (3) 暴力団の排除のための活動に取組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対する保護措置（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第11条に規定する保護措置をいう。）の警察本部長への要請

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取組むとともに、市、県、警察、関係団体その他関係行政機関が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（利益供与の禁止等）

第9条 市民等は、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（暴力団の威力の利用等の禁止）

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員等を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

付 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。